

○運営基準省令の解釈通知について

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」（以下、「解釈通知」という。）が令和6年3月 日に改正されました。この改正内容の中で市公式 YouTube にて動画配信している介護保険制度改正の説明に含まれていない内容についてお知らせいたします。

なお、解釈通知の改正内容のうち一部分のみの説明になりますので、解釈通知を必ず一読いただきますようお願いいたします。

【居宅介護支援】

○内容及び手続きの説明及び同意

指定居宅介護支援の提供にあたって利用者に説明する際の説明方法が変わります。
複数のサービス事業者の紹介を求めること等が可能であることの説明について、

〈変更後〉

文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うことや、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ることが望ましい。

〈変更前〉

文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。

○掲示

重要事項のウェブサイトへの掲示について、居宅介護支援事業所は介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいとされました。ウェブサイトへの掲載を行わない場合は、事業所内の見やすい場所への掲示やファイルなどで自由に閲覧できるようにしてください。

【介護予防支援】

○掲示

重要事項のウェブサイトへの掲示について、ウェブサイトとは、法人のホームページ等のことをいう。ウェブサイトへの掲載を行わない場合は、事業所内の見やすい場所への掲示やファイルなどで自由に閲覧できるようにしてください。